

維持管理計画書

No.1

維持管理の技術上の基準	法根拠	維持管理の技術上の基準への対応（概要）
施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	規則第4条の5第1項 第1号	施設の処理量は、579t/日を超えないようにします。
ピット・クレーン方式によって燃焼室ごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	規則第4条の5第1項 第2号イ	ごみピットは、受入・積替え・投入の為の十分な容積を有しており、ごみクレーンにより、ごみを均一に混合します。
燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。（ガス化燃焼方式により廃棄物を焼却する焼却施設及び2t/時未満の焼却施設を除く）	規則第4条の5第1項 第2号ロ	ごみ供給口はごみ層により外気と遮断され、フィーダーにて連続的に供給します。
燃焼室中の燃焼ガスの温度を800℃以上に保つこと。	規則第4条の5第1項 第2号ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を850℃以上にします。
焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りではない。	規則第4条の5第1項 第2号ニ	熱しゃく減量を3%以下にします。
運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	規則第4条の5第1項 第2号ホ	助燃バーナーにて炉温を速やかに上昇させます。
運転を停止させる場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	規則第4条の5第1項 第2号ヘ	助燃バーナーにて炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くします。
燃焼室の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	規則第4条の5第1項 第2号ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、且つ記録します。

維持管理計画書

No.2

維持管理の技術上の基準	法根拠	維持管理の技術上の基準への対応（概要）
集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね 200℃以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね 200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りではない。	規則第 4 条の 5 第 1 項 第 2 号チ	減温設備(減温塔)により、集じん器に流入するガスの温度を 200℃以下に冷却します。
集じん器内に流入する燃焼ガスの温度(ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね 200℃以下に冷却することができる場合は、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。	規則第 4 条の 5 第 1 項 第 2 号リ	集じん器に流入するガスの温度を連続的に測定し、且つ記録します。
冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	規則第 4 条の 5 第 1 項 第 2 号ヌ	減温設備及び集じん器には排出装置を設けることにより、たい積したばいじんを除去します。
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が 100 万分の 100 以下となるようにごみを焼却すること。	規則第 4 条の 5 第 1 項 第 2 号ル	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が 100 万分の 30 以下となるように燃焼します。
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	規則第 4 条の 5 第 1 項 第 2 号ヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、且つ記録します。
煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が施行規則別表第 3 の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	規則第 4 条の 5 第 1 項 第 2 号ワ	ダイオキシン類の濃度が、処理能力に応じた濃度以下になるようにします。

維持管理計画書

No.3

維持管理の技術上の基準	法根拠	維持管理の技術上の基準への対応（概要）
<p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物, ばいじん, 塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>規則第4条の5第1項 第2号カ</p>	<p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物, ばいじん, 塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を6月に1回以上測定し、且つ記録します。</p>
<p>排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>	<p>規則第4条の5第1項 第2号ヨ</p>	<p>排ガスは規制値以下になるよう処理を行い、生活環境保全上の支障が生じないようにします。</p>
<p>煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>	<p>規則第4条の5第1項 第2号タ</p>	<p>該当しません。</p>
<p>ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備において溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合はこの限りではない。</p>	<p>規則第4条の5第1項 第2号レ</p>	<p>焼却灰は薬剤処理後、バイパスピットに貯留します。又、ボイラ及び集じん器より排出されたばいじんについては薬品添加処理後、ピットを分離し貯留します。</p>
<p>ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。</p>	<p>規則第4条の5第1項 第2号ソ</p>	<p>該当しません。</p>

維持管理計画書

No.4

維持管理の技術上の基準	法根拠	維持管理の技術上の基準への対応（概要）
ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を 1000℃以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	規則第 4 条の 5 第 1 項 第 2 号ツ	該当しません。
ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	規則第 4 条の 5 第 1 項 第 2 号ネ	ばいじんと薬剤及び水を均一に混合できる混練装置を設けます。
固形燃料の受入設備にあつては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること。	規則第 4 条の 5 第 1 項 第 2 号ナ	該当しません。
固形燃料を保管設備に搬入しようとする場合にあつては、次のとおりとする。	規則第 4 条の 5 第 1 項 第 2 号ラ	該当しません。
(1) 固形燃料に含まれる水分が十重量パーセント以下であり、かつ、固形燃料の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。	規則第 4 条の 5 第 1 項 第 2 号ラ(1)	該当しません。
(2) 固形燃料の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。	規則第 4 条の 5 第 1 項 第 2 号ラ(2)	該当しません。
搬入しようとする固形燃料の性状がラ（1）又は（2）の基準に適合しない場合にあつては、保管設備へ固形燃料を搬入しないこと。	規則第 4 条の 5 第 1 項 第 2 号ム	該当しません。
固形燃料を保管設備から搬出しようとする場合にあつては、ラの規定の例による。	規則第 4 条の 5 第 1 項 第 2 号ウ	該当しません。

維持管理計画書

No.5

維持管理の技術上の基準	法根拠	維持管理の技術上の基準への対応（概要）
搬出しようとする固形燃料の性状がウの規定においてその例によるものとされたラ（１）又は（２）の基準に適合しない場合にあつては、保管設備内の固形燃料を速やかに処分すること。	規則第４条の５第１項 第２号キ	該当しません。
保管設備に搬入した固形燃料の性状を適切に管理するために水分、温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。	規則第４条の５第１項 第２号ノ	該当しません。
固形燃料を保管する場合にあつては、次のとおりとする。	規則第４条の５第１項 第２号オ	該当しません。
固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること。	規則第４条の５第１項 第２号オ(1)	該当しません。
保管設備内を常時換気すること。	規則第４条の５第１項 第２号オ(2)	該当しません。
保管期間がおおむね七日間を超える場合にあつては、固形燃料の入換えその他の固形燃料の放熱のために必要な措置を講ずること。	規則第４条の５第１項 第２号オ(3)	該当しません。
固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあつては、次のとおりとする。	規則第４条の５第１項 第２号ク	該当しません。
複数の容器を用いて保管する場合にあつては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること。	規則第４条の５第１項 第２号ク(1)	該当しません。

維持管理計画書

No.6

維持管理の技術上の基準	法根拠	維持管理の技術上の基準への対応（概要）
<p>容器中の固形燃料の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに固形燃料の温度を測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>規則第4条の5第1項 第2号ク(2)</p>	<p>該当しません。</p>
<p>(2)の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p>	<p>規則第4条の5第1項 第2号ク(3)</p>	<p>該当しません。</p>
<p>固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合(ケに掲げる場合を除く。)にあつては、次のとおりとする。</p>	<p>規則第4条の5第1項 第2号ヤ</p>	<p>該当しません。</p>
<p>保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>規則第4条の5第1項 第2号ヤ(1)</p>	<p>該当しません。</p>
<p>(1)の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p>	<p>規則第4条の5第1項 第2号ヤ(2)</p>	<p>該当しません。</p>
<p>規則第4条第一項第七号ワの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあつては、オ(3)の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p>	<p>規則第4条の5第1項 第2号マ</p>	<p>該当しません。</p>
<p>保管設備内を定期的に清掃すること。</p>	<p>規則第4条の5第1項 第2号マ(1)</p>	<p>該当しません。</p>
<p>保管した固形燃料のかくはんその他の固形燃料の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>規則第4条の5第1項 第2号マ(2)</p>	<p>該当しません。</p>
<p>固形燃料の表面温度を連続的に監視すること。</p>	<p>規則第4条の5第1項第2 号マ(3)</p>	<p>該当しません。</p>

維持管理計画書

No.7

維持管理の技術上の基準	法根拠	維持管理の技術上の基準への対応（概要）
保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	規則第4条の5第1項 第2号マ(4)	該当しません。
(3)及び(4)の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	規則第4条の5第1項 第2号マ(5)	該当しません。
規則第4条第1項第7号カの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあつては、オの規定にかかわらず、次のとおりとする。	規則第4条の5第1項 第2号ケ	該当しません。
固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること。	規則第4条の5第1項 第2号ケ(1)	該当しません。
保管設備内を定期的に清掃すること。	規則第4条の5第1項 第2号ケ(2)	該当しません。
固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講ずること。	規則第4条の5第1項 第2号ケ(3)	該当しません。
固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視すること。ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあつては、この限りでない。	規則第4条の5第1項 第2号ケ(4)	該当しません。
保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること。	規則第4条の5第1項 第2号ケ(5)	該当しません。

維持管理計画書

No.8

維持管理の技術上の基準	法根拠	維持管理の技術上の基準への対応（概要）
(5)の規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなつていることを確認すること。	規則第4条の5第1項第2号ケ(6)	該当しません。
火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	規則第4条の5第1項第2号フ	消防署のご指導に従い火災の発生を防止する為に必要な措置を講じます。
ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	規則第4条の5第1項第10号	ごみはごみピット内に納め、ごみピットを負圧することにより、ごみの飛散及び悪臭の発散を防止します。
蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	規則第4条の5第1項第11号	防虫剤を散布して、蚊 はえ等の発生を防止する事と、プラットフォームの清掃を励行するなど構内の清潔を保持します。
著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講じること。	規則第4条の5第1項第12号	著しい騒音を発生する機器は防音対策を施した密閉性の高い部屋に納め、著しい振動を発生する機器は独立基礎とする事により、敷地境界での基準値を満足させます。
施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	規則第4条の5第1項第13号	プラント排水は、場内にて全量を循環再利用します。又、生活排水は排水処理施設にて処理後、再利用します。
施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	規則第4条の5第1項第14号	施設の機能を維持するために定期的な検査を行います。

維持管理計画書

No.9

維持管理の技術上の基準	法根拠	維持管理の技術上の基準への対応（概要）
市町村は、その施設に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	規則第4条の5第1項 第15号	施設に係る施設の維持管理を自ら行います。
施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録（事故時の応急の措置を含む。）を作成し、3年間保存すること。	規則第4条の5第1項 第16号	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存致します。